



犯収法の改正 と暴排条例



中 村 隆 夫

犯収法の改正と暴排条例

2013年3月29日
中村 隆夫

??なにになに??

- ・ 10万円超の現金振込で職業を聞かれるって？
- ・ 犯収法ってそもそも何よ？
- ・ 暴排条例とかでもう十分頑張ってるじゃん？

!!ポイント!!

- ① 究極の目的（組織犯罪の抑止等）は同じ！
- ② 暴排条例は、あらゆる事業者が反社会的勢力との間のあらゆる取引（犯罪行為に限らない）を遮断することで、反社会的勢力が経済取引社会の中で活動できなくすることを目指す！
- ③ 犯収法は、犯罪収益やテロ資金の移動・洗浄等に関与する確率の高い特定の事業者が、本人確認や疑わしい取引の届け出等を行うことにより、組織犯罪やテロ活動の撲滅を目指すもの！
- ④ アプローチは違うけど、両者への対応を「クルマの両輪」として活用することで、社会的責任を効果的に果たせることに！

1 そもそも犯収法って何？

(1) 背景

「4月1日から10万円を超える現金振込をするときには職業を聞かれるようになります」というようなテレビコマーシャルが盛んに放映されています。10万円を超える現金振込をするだけでイチイチ職業を聞かれたり、会社の場合は定款を見させられたりというのだから、何とも面倒なお話しです。これは、2年ほど前に改正が決まった犯収法という法律（正式な名前は「犯罪収益移転防止法」です。）が、今年の4月1日からいよいよ施行されることによるものです。

(2) 犯収法とは？

犯収法は、もともと2007年に制定されました。薬物売買などの組織犯罪やテロ活動などを抑制するために、世界的にマネー・ロンダリング（資金洗浄）を行いにくくするための対策を取ろうという国際社会の要請を受けたものです。

マネー・ロンダリングとは、犯罪行為によって得た収益やテロ活動を支援するための資金などを移動する際に、偽名を使って振込をしたり、複数の国をまたぐ金融ネットワークを使って転々と口座を移動させたりして、お金の出所を隠したり、分からなくする行為です。

(3) 犯収法の改正は何故？

お金が簡単に国境を越える現代社会では、いくら自分の国でマネー・ロンダリング対策をしても、よその国で対策のあまいところがあると、その穴が利用されることによって、なかなか組織犯罪抑止の効果をあげることが難しくなってしまいます。そこで、今はFATF（ファトフ）という国際組織があつて、これが、関係各国のマネー・ロンダリング対策の有効性を定期的にチェックする仕組みになっています。そして、日本は、2008年に行われたFATFのチェックにおいて、とても悪い成績をつけられてしまいました。

このため、日本は、まだ制定したばかりの犯収法による規制をより強化する必要に迫られ、犯収法を改正することとなり、今回いよいよその改正犯収法が施行されるというわけです。

(4) どう改正されるの？

犯収法は、もともと、一定の業務を行っている者（例えば、銀行やカード会社、不動産業者、宝石貴金属業者、私設私書箱業

者など)は、顧客と取引をする際に顧客の素性を確認し(本人確認をし)、取引の記録を保管し、犯罪収益の移転に関わっていそうな怪しい取引があった時には行政庁に届け出ることを義務付けています。

今回の改正^{*1}では、顧客の素性を確認する際に調べなければならない事項が追加されたり(例えば、取引の目的や、顧客自身の職業など)たり、このような本人確認を義務付けられる職種が追加される(例えば、電話転送サービス事業者など)、などの規制強化がなされています。

(5) 組織犯罪の抑止といえ、組織犯罪対策といえ、最近では2011年に全国で施行されるようになった暴排条例への対応が何かと話題になっているところ、ここ1~2年、暴排条例への対応で結構面倒な思いをしたという会社や事業者の方も少なくないかと思えます。暴排条例と犯収法はどのような関係にあるのでしょうか? 暴排条例で暴力団対応をしっかりとやっているから、自分たちはもう関係ないということになるのでしょうか? ここから先は、このあたりについて見ていきましょう。

2 そもそも暴排条例って何?(暴対法とはどう違うの?)

(1) 背景と暴対法

ここ数年、日本国内では、いわゆる反社会的勢力への対応についての関心が、様々な分野で高まってきています。その典型的な動きが、2011年10月に東京都と沖縄県での施行により全国の都道府県で施行されることとなった暴排条例(暴力団排除条例)です。

日本での暴力団を取り締まる法律としては、いわゆる暴対法(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」)が1992年に施行されています。

暴対法は、暴力団員などによる暴力的要求行為を禁ずることが主な内容です。暴対法のもとでは、警察が暴対法を活用して暴力団を取り締まることが主に期待されており、「警察 vs 暴力団」という構図で暴力団排除活動が続けられてきました。

1992年の施行以降、暴対法は一定の成果を上げ、全国の暴力団員や暴力団事務所の数などがある程度減少してきました。しかし、その一方で、暴対法による規制強化などを受けて暴力団

の活動は、法律に触れぬように巧妙化され、暴力団そのものが表に出ず、証券市場など接近し、企業を活性化させるようになる。また、暴力団の正式な構成員の人数は増加傾向にあり、準構成員やいわゆる共生者など、暴力団関係者と一体となって、暴力団が引き続きその力を堅持しているという状況になっています。

(2) 暴排条例の登場

そのような中で出てきた新しい流れが、暴排条例です。暴排条例の内容は、各都道府県ごとに若干の違いがありますが、大まかな構成はほぼ共通しています。その中で最も特徴的といえるのが、一般の事業者が暴力団関係者に対して利益供与を行うことを禁止する規定です（「利益供与の禁止」^{*2}）。「利益供与」というと、一般的には、相手に対して一方的に利益を与えるという意味かと思われがちですが、暴排条例ではそうではないので注意が必要です。取引相手である暴力団関係者から通常どおりの代金や対価などを支払ってもらっていても、暴力団関係者に対して提供されるサービスなどが、暴力団等の組織の運営や活動に資するものであれば、条例に言う「利益供与の禁止」に当たることがあるのです。事業者がこうした利益供与の禁止に違反した場合には、利益供与を停止するよう勧告がなされたり、さらには事業者名が公表されるなどの制裁があります。悪質な場合には、罰則（懲役ないし罰金）の適用もあります。コンプライアンス意識が高まってきた昨今では、事業者名が公表されるだけでも、銀行取引が難しくなるなど、企業にとって致命的なダメージを受ける可能性が十分にあることとなります。暴排条例は、このような規定の導入により、一般社会から暴力団に対して、金銭的な収入や、暴力団の活動・運営に必要なサービスや物品などが供給される機会を減らすことによって、暴力団を社会全体から締め出していこうとしているのです。つまり、暴排条例では、「社会全体vs暴力団」という構図での暴力団排除活動が期待されていると言えます。

(3) 政府指針

なお、こうした社会全体での暴力団排除という流れは、2007年6月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を

防止するための指針」に端を発しています。
この政府指針では、企業に対して暴力団などの反社会的勢力との「取引を含む一切の関係遮断」を求めたのです。
この指針を受けて、金融機関等の大きな業界団体では取引契約の中に暴排条項を盛り込むなどの対策を始めることとなったのですが、こうした流れを大企業だけでなく社会全体に押し広げるために暴排条例が施行されたとみることができます。

3 暴排条例と犯収法の関係

(1) 共通点 (=目的)
暴排条例は、既に見たように、暴力団等の反社会的勢力を社会から締め出すことにより、その組織の活動を困難にさせ、組織を崩壊させることによつて、暴力団等による組織的犯罪を撲滅させようという究極の目的を持っているといえます。
他方で、犯収法は、犯罪収益やテロ資金などの移動・洗浄に着目して、犯罪やテロ行為の摘発を容易にし、犯罪収益等が犯罪組織によつて再利用されることを阻止することなどを通じて、組織犯罪やテロ行為を撲滅しているといえます。
したがって、暴排条例と犯収法は、その究極の目的はかなりの部分で重なっているところがあるといえるでしょう。
しかし、暴排条例と犯収法とでは、その究極の目的を達成していくためのアプローチが、次にみるように大きく異なっています。

(2) 相違点 (=アプローチ)
暴排条例は、暴力団等の反社会的勢力を社会から締め出すことによつて、その目的を達成しようとし、このため、暴排条例に基づく対応を求められるのは、条例の施行地内のあらゆる事業者(個人を含む)全てとされています。そして、それらの事業者は、自らが顧客であろうが、相手方が顧客であろうが、そのあらゆる取引に関して、その取引が暴力団等の組織の活動や運営に資するものである場合には、その相手方が暴力団関係者である場合にはこれを拒絶することが求められています。いわば、社会全体に網をかけて、その中から反社会的勢力を締めだし、その中には一切の侵入を許さないという体制作りを目指しているともいえるでしょう。

他方で、犯収法のアプローチはどのようにでしょうか。犯収法では、いわゆるリスクベース・アプローチ（Risk based approach）を基本としているように考えられます。リスクベース・アプローチとは様々な場面で使われる概念ですが、簡単に言えば、危なそうなところはどこかを特定し、まずはその危なそうなところから対応策を講じていく、というようなアプローチです。

犯収法では、まずこの法律に従って本人確認や疑わしい取引の届け出などを義務付けられる主体が、特定の事業を営む者（特定事業者）に限定されています。そして、これらの特定事業者は、自らが関わるあらゆる取引について本人確認などを義務付けられるのではなく、それぞれの事業者ごとに定められた特定の業務（特定業務）に関する顧客についてのみ、本人確認などを義務付けられています。

これは、犯罪収益やテロ資金の移動・洗浄に利用される確率の高い事業を特定し、それらの特別な事業を営む特別な事業者のみに特別な義務を課すことによって、全体としての目的を効率的に達成していこうとするものであるといえます。

4 クルマの両輪

（1）総論（一体的な運用で社会的責任を効果的に果たす）
以上に見たとおり、暴排条例と犯収法とでは、そのアプローチが大きく異なっていますが、その究極の目的は大きく重なっています。したがって、実際に運用をしていく場面では、一方での対応が他方での対応に役立つことなどが多くあり、両者はいわばクルマの両輪といえます。

どちらへの対応もおろそかにすることなく、しかも両者に対して有機的に対応していくことで、企業としての社会的責任などの観点からも、より効果的に対応していくことが可能となるでしょう。

（2）暴排条例対応 → 犯収法対応

FATFが作成した対日相互審査報告書^{*3}は、「2006年、組織犯罪グループは、資金洗浄に関する事件の約40%に参与していた。」と指摘しています。つまり、暴力団等の反社会的勢力に該当する者は、マネー・ローンダリングを行う可能性が極めて高いといえるわけです。

したがって、暴力団等の反社会的勢力との取引を一切遮断するという暴排条例や政府指針への対応を進めることは、自らがマネー・ローンダリングに加担することになることを防止する効果がとても高いといえるでしょう。

(3) 犯収法対応 → 暴排条例対応

暴排条例での対応においては、取引開始時点において、相手方が反社会的勢力に該当する者であるかどうかをチェックすることが主な対応となります。実際には、過去の報道などを基に構築したデータベース（反社データベース）に企業名や役員名が合致するものがないかどうかをチェックし、疑わしい場合には各地の警察や暴追センター^{*4}に照会するなどの確認作業を行います。

しかしながら、このような独自のデータベースなどは完全とはいえませんし、警察などには同一の取引先について頻繁に問合せをするわけにもいきません。したがって、問題無いと思って取引を始めた相手が、実は当初から反社会的勢力であったり、取引の途中から反社会的勢力になってしまったりしたのに、それに気が付かずに取引を継続してしまっているという事態が発生し得ることになります。

他方で、犯収法対策におけるモニタリングでは、疑わしい取引を届け出る必要性などから、取引先との取引を継続的にチェックする必要があります。このような継続的な顧客管理を徹底することは、取引開始時に把握できなかった取引相手の反社会的勢力該当性を、その後の何らかの時点で認識できることとなる可能性を高めることにつながります。

したがって、犯収法対策を徹底することが、暴排条例等で求められる反社会的勢力への対応を強化することにもつながるといえます。

【参考文献】 白井真人・渡邊雅之「マネー・ローンダリング対策ガイドブック」レクシスネクシス・ジャパン株式会社 2013年

犯収法の改正と暴排条例

[*1](#) 今回の改正の内容を簡単にまとめたA4一枚のパンフレットが、

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/pdf/leaf20130401.pdf> で入手出来ます。さらに詳しい解説を見たい方は、<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/filowcls20130201.pdf> へ。

[*2](#) 例えば、東京都暴排条例では、「事業者の規制対象者等に対する利益供与の禁止等」というタイトルの付けられた第23条の第3項において「事業者は、...その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って、規制対象者...に対して、利益供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合には、この限りでない。」などと規定しています。

[*3](#) この報告書の概要は、財務省のホームペー

ジ (http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf_201030.htm) に掲載されています。

[*4](#) 詳細は、全国暴力追放運動推進センターのホームペー

ジ (<http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/category/center/index.html#itiran>) を参照して下さい。